

福岡市で特定建設作業実施の届出が オンラインでもできるようになりました



オンライン申請方法 **New!**

(特定建設作業開始の7日前までに提出してください。期限を過ぎて提出する場合は区生活環境課窓口で提出してください)

① 福岡市ホームページ「特定建設作業の届出について」にアクセス

福岡市 特定建設作業

検索



<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/netdetetuduki/kakushu-gaiyou/002.html>

② 「インターネットによる届出（Grafferスマート申請）」

→特定建設作業を行う区をクリック



インターネットによる届出（Grafferスマート申請）

以下の外部リンクからオンライン申請ができます。（特定建設作業を行う場所の届出期限は、特定建設作業開始の7日前までです。（届出日及び作業開始日は除く）期限を過ぎた場合はオンライン申請ができませんので、区役所生活環境課へご相談。なお、資料の追加や差し替えが必要となる場合があるため、期限に関わらず早めの

- 東区はこちら（外部サイト）
- 博多区はこちら（外部サイト）
- 中央区はこちら（外部サイト）
- 南区はこちら（外部サイト）
- 城南区はこちら（外部サイト）
- 早良区はこちら（外部サイト）
- 西区はこちら（外部サイト）

③ ログイン（アカウント必要）又はメール認証



④ 申請フォーム（作業内容等）の入力

※ アカウントを作成して申請した場合、2回目以降同一区で申請する場合は過去の申請内容を元に新規申請することが可能です。

⑤ **この内容で申請する** をクリックして**申請完了!**

※申請に不備がある場合等、随時Eメールアドレス宛て連絡が届きます。

○その他の届出方法

・窓口での提出

届出書及びその他必要書類一式を中央区役所3階8番窓口で提出してください。



・郵送、FAX（092-718-1079）での送付

届出書及びその他必要書類一式を送付してください。



お問合せ（中央区内の工事に限る）

福岡市中央区役所地域整備部生活環境課（3階8番窓口）

電話：092-718-1092 FAX：092-718-1079

Email：seikatsukankyo.CWO@city.fukuoka.lg.jp